

議案第 90 号

北本市職員の給与に関する条例等の一部改正について

北本市職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

平成 21 年 11 月 30 日 提出

北本市長 石津賢治

北本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(北本市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 北本市職員の給与に関する条例(昭和 28 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条の 2 第 2 項中「100 分の 160」を「100 分の 150」に改め、同条第 3 項中「100 分の 160」を「100 分の 150」に、「100 分の 85」を「100 分の 80」に改める。

第 17 条の 5 第 2 項第 1 号中「100 分の 75」を「100 分の 70」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第 3 条関係)

給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額							
再任用	1	144,500	172,200	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700
職員以	2	145,900	173,900	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200

外の職員	3	147,200	175,600	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700
	4	148,500	177,300	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200
	5	149,800	178,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500
	6	151,300	180,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900
	7	152,800	182,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300
	8	154,400	184,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400	430,700
	9	155,700	185,800	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000
	10	157,200	187,600	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300
	11	158,700	189,400	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600
	12	160,200	191,200	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800
	13	161,600	192,800	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000
	14	164,300	194,600	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000	444,000
	15	166,900	196,400	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400	446,000
	16	169,500	198,200	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800	448,000
	17	172,200	200,000	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100	450,000
	18	173,900	201,800	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200	451,800
	19	175,600	203,600	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300	453,600
	20	177,300	205,400	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400	455,400
	21	178,800	207,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500	457,200
	22	180,600	208,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500	458,700
	23	182,400	210,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500	460,200
	24	184,200	212,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500	461,700
	25	185,800	214,600	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600	463,200
	26	187,300	216,500	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200	464,600
	27	188,800	218,400	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800	466,000
	28	190,300	220,300	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400	467,400
	29	191,600	222,000	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100	468,600
	30	192,900	223,900	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400	469,400
	31	194,200	225,800	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700	470,200
	32	195,500	227,700	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000	471,000

33	196,900	229,300	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300	471,800
34	198,200	231,100	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600	472,600
35	199,500	232,800	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900	473,400
36	200,800	234,600	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100	474,200
37	202,000	236,100	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400	475,000
38	203,300	237,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300	475,800
39	204,600	239,100	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200	476,600
40	205,900	240,600	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100	477,400
41	207,100	242,100	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900	478,200
42	208,200	243,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700	478,900
43	209,300	245,100	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500	479,700
44	210,400	246,700	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300	480,500
45	211,600	248,000	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100	481,300
46	212,600	249,600	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900	482,100
47	213,600	251,200	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700	482,900
48	214,600	252,800	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500	483,700
49	215,400	254,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100	484,500
50	216,400	255,600	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900	485,300
51	217,300	257,000	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700	486,100
52	218,300	258,400	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500	486,900
53	219,200	259,700	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100	487,700
54	220,200	261,100	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900	488,500
55	221,200	262,500	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700	489,300
56	222,200	263,900	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500	490,100
57	223,000	265,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100	490,900
58	224,000	266,400	324,800	368,100	385,500	412,800	456,900	491,700
59	225,000	267,700	326,000	368,800	386,200	413,500	457,700	492,500
60	226,100	269,000	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500	493,300
61	226,900	270,100	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100	494,100
62	227,700	271,400	329,300	370,800	388,100	415,500	459,900	494,900

63	228,500	272,700	330,200	371,500	388,800	416,200	460,700	495,700
64	229,300	274,000	331,200	372,200	389,500	416,900	461,500	496,500
65	230,100	275,200	332,100	372,700	390,000	417,400	462,100	497,300
66	230,800	276,300	332,900	373,400	390,700	418,000	462,900	498,100
67	231,500	277,400	333,700	374,100	391,400	418,700	463,700	498,900
68	232,200	278,500	334,500	374,800	392,100	419,400	464,500	499,700
69	233,000	279,700	335,400	375,300	392,600	419,900	465,100	500,500
70	233,800	280,700	336,100	376,000	393,300	420,600	465,900	501,300
71	234,600	281,700	336,800	376,700	394,000	421,300	466,700	502,100
72	235,400	282,700	337,500	377,400	394,700	422,000	467,500	502,900
73	236,100	283,700	338,000	377,900	395,200	422,500	468,100	503,700
74	236,800	284,600	338,600	378,600	395,900	423,200	468,900	504,500
75	237,500	285,500	339,200	379,300	396,600	423,900	469,700	505,300
76	238,200	286,400	339,800	380,000	397,300	424,600	470,500	506,100
77	239,000	287,400	340,200	380,500	397,800	425,100	471,100	506,900
78	239,700	288,200	340,700	381,100	398,500	425,800		507,700
79	240,400	289,000	341,200	381,700	399,200	426,500		508,500
80	241,100	289,800	341,700	382,300	399,900	427,200		509,300
81	241,900	290,600	342,200	383,000	400,400	427,700		510,100
82	242,400	291,100	342,700	383,600	401,100	428,400		
83	242,900	291,600	343,200	384,200	401,800	429,100		
84	243,400	292,100	343,700	384,800	402,500	429,800		
85	243,700	292,500	344,200	385,500	403,000	430,300		
86		292,900	344,700	386,100	403,700	431,000		
87		293,300	345,200	386,700	404,400	431,700		
88		293,700	345,700	387,300	405,100	432,400		
89		294,000	346,100	388,000	405,600	432,900		
90		294,400	346,600	388,600	406,300	433,600		
91		294,800	347,100	389,200	407,000	434,300		
92		295,200	347,600	389,800	407,700	435,000		

93		295,500	347,900	390,500	408,200	435,500		
94		295,900	348,400	391,100	408,900	436,200		
95		296,300	348,900	391,700	409,600	436,900		
96		296,700	349,400	392,300	410,300	437,600		
97		297,000	349,700	393,000	410,800	438,100		
98		297,400	350,200	393,600	411,500	438,800		
99		297,800	350,700	394,200	412,200	439,500		
100		298,200	351,200	394,800	412,900	440,200		
101		298,400	351,500	395,500	413,400	440,700		
102		298,800	351,900	396,100	414,100	441,400		
103		299,200	352,300	396,700	414,800	442,100		
104		299,600	352,700	397,300	415,500	442,800		
105		299,800	353,200	398,000	416,000	443,300		
106		300,200	353,600	398,600	416,700	444,000		
107		300,600	354,000	399,200	417,400	444,700		
108		301,000	354,400	399,800	418,100	445,400		
109		301,200	354,900	400,500	418,600	445,900		
110		301,600	355,300	401,100	419,300	446,600		
111		302,000	355,700	401,700	420,000	447,300		
112		302,400	356,100	402,300	420,700	448,000		
113		302,600	356,600	403,000	421,200	448,500		
114		303,000	357,000	403,600	421,900	449,200		
115		303,400	357,400	404,200	422,600	449,900		
116		303,800	357,800	404,800	423,300	450,600		
117		304,000	358,300	405,500	423,800	451,100		
118			358,700	406,100		451,800		
119			359,100	406,700		452,500		
120			359,500	407,300		453,200		
121			360,000	408,000		453,700		
122			360,400					

	123			360,800					
	124			361,200					
	125			361,700					
再任用 職員		186,500	214,200	250,600	258,600	278,900	294,500	320,600	363,600

第2条 北本市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の2第2項中「100分の140」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の140」を「100分の125」に、「100分の75」を「100分の65」に、「100分の80」を「100分の85」に改める。

第17条の5第2項第2号中「、6月に支給する場合には」及び「、12月に支給する場合には100分の40」を削る。

(北本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 北本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成19年条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「附則別表」を「附則別表第1」に改める。

附則第6項中「受けていた給料月額」の次に「(北本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年条例第 号)の施行の日において職員(減額改定対象外職員(同日において給料表の適用を受ける職員でその号給が附則別表第2職務の級の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表号給の欄に掲げる号給であるものをいう。))を除く。)である者にあつては、当該給料月額に100分の99.77を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)」を加える。

附則別表を附則別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

附則別表第2(附則第6項関係)

減額改定対象外職員の号給表

職務の級	号給
1級	1号給から48号給まで
2級	1号給から32号給まで

3 級	1 号給から 8 号給まで
-----	---------------

(北本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 4 条 北本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 19 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表 2 の項中「426,000 円」を「425,000 円」に改め、同表 3 の項中「479,000 円」を「478,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、第 1 条の規定による改正前の北本市職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 平成 21 年 12 月に支給する期末手当（以下「12 月期末手当」という。）の額は、第 1 条の規定による改正後の北本市職員の給与に関する条例第 17 条の 2 第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 4 項から第 6 項まで又は第 18 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 6 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合

計額（平成21年6月1日において第3条の規定による改正後の北本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第6項に規定する減額改定対象外職員（以下「減額改定対象外職員」という。）であった者及び規則で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下「調整額」という。）に相当する額を減じて得た額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期末手当は、支給しない。

(1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあっては新たに職員となった日とし、同年4月1日において減額改定対象外職員であった者で施行日の前日までの間に減額改定対象外職員以外の職員となったもの）にあっては当該職員となった日とする。）において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.19を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象外職員であった期間その他規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じて得た月数）を乗じて得た額

(2) 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.19を乗じて得た額

（委任）

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。